

協定書の内容については、本案を基に県、事業者による協議を行い、必要な修正の後、協定を締結します。

## 県有未利用地（農業用ため池）を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業の実施に関する協定書（案）

宮城県（以下「県」という。）と（以下「事業者」という。）とは、県有未利用地（農業用ため池）を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業（以下「本事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

### （基本理念）

第1条 この協定は、事業者が県有未利用地を活用して太陽光発電施設を設置し、発電した再エネ電力を県内の事業活動向けに供給することで、県内需要家の再エネ電力の活用促進及び地域共生型再エネ事業の実施を目的として締結するものであり、県及び事業者は本事業の募集要綱及び企画提案書の内容に沿って、この協定に定められた事項につき、信義に従い、誠実に協議し、履行に向けて取り組まなければならない。

### （太陽光発電施設の設置場所）

第2条 県は、次に掲げる土地（以下「本件土地」という。）を事業者に賃貸し、事業者はこれを借り受ける。

所在地	区分	数量（㎡）	摘要
計			

### （事業期間）

第3条 事業期間は、この協定を締結した日から土地を原状回復し、県に返却する日までとする。

### （設置工事に係る土地賃貸借契約）

第4条 県及び事業者は、工事着手の1か月前までに、設置工事に係る土地賃貸借契約を締結する。

2 前項の土地賃貸借契約の期間は、両者協議の上、定めるものとする。

### （発電事業に係る土地賃貸借契約）

第5条 県及び事業者は、前条に規定する期間に引き続き、発電事業に係る土地賃貸借契約を締結する。

2 前項の土地賃貸借契約の期間は20年とする。ただし、両者協議の上、契約期間を延長できるものとする。

### （発電施設の撤去に係る土地賃貸借契約）

第6条 県及び事業者は、前条に規定する期間に引き続き、発電施設の撤去に係る土地賃貸借契約を締結する。

2 前項の土地賃貸借契約の期間は、両者協議の上、定めるものとする。

### （賃借料）

第7条 本件土地の賃借料は、1㎡当たり年額金〇〇円とし、原則として事業期間内に賃借料の改定を行わないものとする。ただし、周辺地域の地価上昇及び下落等により、本件土地の地価が著しく増減した場合その他正当な理由があると認められる場合には、契約当事者の申出により、賃借料の改定を協議するものとする。

2 実測により、貸付面積に変更があっても、賃借料は変更しない。

(周辺地域等への配慮)

第8条 事業者は、本事業が地域共生型再エネ事業の実施を目的としたものであることに鑑み、施設の設置及び管理等に当たり、法令等の遵守を徹底するとともに、事業地周辺の地域住民の理解促進に努めるものとする。

(県内事業者への発注)

第9条 事業者は、太陽光発電施設の設置工事及び管理等について、県内事業者への発注に努めるものとする。

(募集要綱等の遵守)

第10条 事業者は、本事業の遂行に当たり、県有地の貸付による県内需要地への太陽光発電電力供給事業企画提案募集要綱及び企画提案書の記載内容を遵守しなければならない。ただし、県の承認を受けた場合は、この限りでない。

(協議不調の場合における対応)

第11条 県又は事業者は、協議の結果、土地賃貸借契約の締結に至らなかった場合には、この協定を解除することができるものとし、県、事業者が本事業にそれまでに要した費用は、それぞれの負担とし、互いに請求しないものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項が生じた場合には、両者が誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、県及び事業者が署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩

(事業者)